

令和8年度

いじめ防止基本方針

(令和8年4月2日改訂)

大網白里市立季美の森小学校

はじめに

季美の森小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 28 年 4 月 1 日改正）」「千葉県いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月 20 日策定・平成 29 年 11 月 15 日改定）」の趣旨、基本理念等を踏まえ、策定する。

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの原因と背景

①【児童の問題】

- 対人関係の不得手、表面的な友人関係
- 欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如
- 成就感、満足感を得る機会の減少
- 進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失

②【家庭の問題】

- 核家族、少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ
- 親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分
- 親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如

③【学校の問題】

- 教師のいじめに対する認識不足
- 教師と児童とのお互いの交流不十分
- 「勉強ができることがよい」「運動ができることがよい」のように学校内での価値観が限定されることによって、差別構造が生じ、いじめの原因となりやすい。
- 生活指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい。

(3) いじめの態様

- ①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、気にしていることを言われる。
《脅迫・名誉毀損・侮辱》
- ②仲間はずれ、集団による無視。
《刑罰法規には抵触しないが、いじめとして扱われる》
- ③軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
《暴行》

- ④ひどくぶつかられる。叩かれたり、蹴られたりする。
《暴行・傷害》
- ⑤金品をたかられる。
《恐喝》
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
《窃盗・器物破損》
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
《強要・強制わいせつ》
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。
《名誉毀損・侮辱》

2 いじめ防止について

(1) いじめ防止に関する基本的な考え

- ①「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。すべての教職員は、いじめを絶対に許さないという確固たる信念をもち日頃から教育活動にあたらなければならない。
- ②「いじめ」は、「どの子どもにも、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」であることを十分認識する。したがって、「いじめ」は、すべての児童等に関係する問題であり、教職員は、すべての児童が安全で安心に学校生活を送れるよう、いじめのない学校、学級づくりに全力で努めていく必要がある。
- ③保護者・地域・専門機関と連携して、いじめの未然防止および早期発見に取り組む、いじめがある場合は、適切かつ迅速に対処していく。

(2) 未然防止の取り組みについて

①児童への指導

- 「話す勇氣」「認める勇氣」「やめる勇氣」「とめる勇氣」の醸成

「話す勇氣」

誰かに傷つけられていたら、信頼できる人に相談する。

「認める勇氣」

自分と違う考えの人がいても、それぞれの個性を素直に認める。

「やめる勇氣」

人の心や体を痛めつける行為はしない。

「とめる勇氣」

いじめから目をそらさず、必ずいじめられている人に手を差しのべる。

- 日頃から、豊かな人間関係づくりを目的とした集団活動の充実に努める。特に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級・学年全体に醸成する。
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努める。特に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面により、自己有用感を高めていく。

- 教科等の指導において、コミュニケーション能力の育成に努める。
- 「考え、議論する」ことを意識した道徳教育や体験活動の充実を図り、人権感覚を高めるとともに、「思いやりの心」を育む。
- ソーシャルスキルトレーニング、ピア・サポート、グループエンカウンターなどの実施により、人間関係を醸成するように努める。
- 「いのちを大切に作るキャンペーン」（人権集会）の実施。児童・委員会が中心となり、全校児童が、命の大切さやいじめ撲滅に関する活動を共有する。活動を通して考えたり、振り返ったりした内容を発表したり、廊下に掲示したりする。集会では、自他の命を大切に作る心を育むとともに、「人権侵害は許されない行為である」という全校児童の意識を高める。学校全体で暴力や暴言を許さない風土を醸成していく。
- 人権擁護委員による「人権教室」を実施し、人権感覚を高める。（1・4年）

②教職員の取り組み

- いじめは「すべての児童に関わる問題」であるという基本認識をもって、日常の指導に当たる。また、問題に対しては一人で抱え込むことがないよう情報の共有を図り、協力体制を構築し組織的な対応でのぞむ。
- 保護者・地域からの情報に敏感になり、迅速かつ組織的に未然防止に努める。また、情報には、真摯に耳を傾ける。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には、細心の注意を払う。また、過度の競争意識や勝利至上主義等により、児童のストレスを高め、いじめを誘発することのないよう注意を払う。
- 学校は、「相談窓口」、「相談箱」を設置し、常に子どもの悩みや何かしらのサインに対応できるよう努めている。児童の声には全職員で情報を共有し対応にあたる。
- スクールカウンセラー等と連携をとり、児童への指導支援や保護者への助言等にあたる。（年3回の全員面談を実施）

③保護者への取り組み

- 携帯電話等インターネットを通じて行われるいじめについて、外部講師を招き、保護者・児童の学習会を開催する。
- いじめ問題に対する注意喚起や協力等々について、また「相談窓口」、「相談箱」の設置について、「学校だより」「掲示」「児童集会」「保護者会」等で周知する。
- 学校以外の相談機関や電話相談窓口など、学校・学年だより等を活用して周知していく。

相談機関名	電話番号	対応時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（全国共通）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間（千葉県内のみ）
こどもの人権110番	0120-007-110	月～金 8時30分～17時15分 （全国共通）
東上総教育事務所教育相談室	0475-23-4460	9時～17時 月～金
千葉県警察少年センター 「ヤング・テレホン」	0120-783-497	9時～17時 月～金
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
チャイルドライン	0120-99-7777	16時～21時

3 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

- ①いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。

▼指導に困難を抱える学級等では、暴力をふるう児童の集団内で行われるいじめ等や、特定の児童の集団内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童や教職員も見逃したりしやすいことを認知しておく。

- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめの兆候を軽視することなく積極的に認知する。

▼日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 早期発見の取り組みについて

- ①学級担任は、積極的な教育相談に努め、児童の変化を見落とすことのないよう、児童との人間関係づくりに努めるとともに、日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。（休み時間、朝・帰りの会の様子、表情の観察）

▼休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配り、交友関係を把握したり悩みに答えたりする。

- ②児童及び保護者に相談窓口を周知する。（未然防止を含む）

▼抵抗なくいじめに対して相談できる学校体制を整備する。

- ③相談箱の設置。

- ④毎月、生活アンケート調査を実施する。アンケートは、記名か無記名かを児童に選択させ、家庭に持ち帰らせて書かせる等、安心していじめを訴えられるようにする。

- ⑤学期に1回（6・10・1月）教育相談月間を設け、担任やスクールカウンセラーとの全員面談を行う。

- ⑥保健室の利用状況の把握と養護教諭との連携。

- ⑦毎月定例の生徒指導報告による情報交換と情報共有。（毎月職員会議後実施）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、児童の生命・心身・財産等に重大な被害が生じたあるいは生じる疑いがあるとき

- ・自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより、児童が長期の欠席を余儀なくされたとき

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき重大事案であると認められるとき

(2) 重大事態の報告・調査等

①教育委員会への報告と調査組織の設置

- ・学校の下に、重大事案の調査組織を設置する。
- ・教育委員会に様式1・様式2の文書で発生報告及び、調査開始報告をする。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、初動のおよび継続的に必要な措置を行う。

②事実関係の調査

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

③情報の提供

- ・学校は、重大事案の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

④市長への報告

- ・学校は、大網白里市教育委員会を通じて、重大事案が発生した旨を、大網白里市長に報告する。（様式1・様式2の報告を含む。）

⑤地方公共団体の長による再調査が実施される場合

- ・教育委員会に、様式3（再調査開始報告）及び、再調査報告書で報告する。

5 未然防止と早期発見のための年間計画

※道徳および日常の指導以外の内容

※生活アンケートは毎月10日に実施

※人権教室は実施予定（期日未定）

月		対 象
4月	いじめ防止基本方針の共通理解研修	職員
	SOSの出し方について	児童
	いじめ防止について（情報モラルも含む）	児童
	保護者対象のいじめ防止についての説明	保護者
5月	いのちを大切にするキャンペーン(人権集会)	児童
	生活アンケート	児童
6月	生活アンケート	児童
	教育相談月間（全員面談）	児童
7月	学校アンケート	児童
	生活アンケート	児童
9月	SOSの出し方について	児童
	生活アンケート	児童
10月	生活アンケート	児童

	教育相談月間（全員面談）	児童
11月	生活アンケート	児童
12月	生活アンケート	児童
1月	SOSの出し方について	児童
	生活アンケート	児童
	教育相談月間（全員面談）	児童
2月	学校アンケート	児童
	生活アンケート	児童
3月	生活アンケート	児童
	SOSの出し方について	児童

【教職員】

☆校内研修の充実

☆地域や家庭との連携

☆児童と向き合う時間の確保

☆学校評価の活用